

## 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

平成25年12月に「経営者保証に関するガイドライン研究会」より「経営者保証に関するガイドライン(※以下「本ガイドライン」という)が公表されました。

当組合では、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、医療業界における経営体制の規模や特性等を勘案した「経営者保証に関する基準」を整備し、適切に対応することと致します。

当組合は協同組合金融機関として相互扶助の理念を念頭に置き、過度な担保・保証に依存しない融資を推進するとともに、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインを踏まえ、当組合の「経営者保証への対応方針」に基づき誠実に対応し、お客さまとの継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

以上

※ 中小企業の経営者保証に関する契約時および履行時等における中小企業、経営者および金融機関による対応についての中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自律的な準則

下記の各店舗に相談窓口を設けておりますのご相談ください。

兵庫県医療信用組合

本 店 TEL(078)241-5201

尼崎支店 TEL(06)6426-6288

姫路支店 TEL(079)282-0177

西宮支店 TEL(0798)36-1010